

第40回豊島廃棄物処理協議会

日時：平成30年2月11日（日）13：00～14：25

場所：豊島公民館

I 出席協議会員（16名）

①学識経験者

（会長）岡市友利、（会長代理）高月紘

②申請人らの代表者

大川真郎、石田正也、中地重晴、山本彰治、○濱中幸三、安岐正三、石井亨

③香川県の担当職員等

田代健、中村貴紀、岡興司、田中一裕、大森利春、武本哲史、○井元浩司

※○印は議事録署名人

II 傍聴者

①豊島3自治会関係者 約50名

②公害等調整委員会審査官 近藤紗世

③報道関係 6社（朝日新聞、岡山放送、山陽放送、四国新聞、瀬戸内海放送、毎日新聞）

III 議事

司会から、次の報告があった。

- ・公害等調整委員会から近藤審査官の出席

○岡市会長挨拶（要旨）

- ・豊島廃棄物等の処理については、調停条項に従って、共創の理念をもって関係者の理解と協力のもと、皆さん方にご協力いただいたことを感謝しているが、その調停条項の期限内である昨年3月28日に、豊島からの廃棄物の搬出を終えて、6月12日に直島での処理の完了を行った。
- ・ところが、新聞で私は拝見しただけで申し訳ないが、その後また廃棄物85トンほどが見つかったということ。後ほど県から詳しい話があると思うが、本日は、この新たな廃棄物の処理や地下水の浄化、施設の除去などについて協議していただきたいと思っている。県においては、引き続き安全第一、環境保全第一に緊張感を持って事業を進めていただきたい。
- ・本日、協議会の皆様方には、率直、活発に意見を交わしていただき、双方の信頼関係をこの場でさらに築いていきたい。その皆様方の信頼を通じて、実りある成果を得て、豊島事業の円滑化、これはまだ続くが、いったいいつになったら終わるのかという懸念もしないではないが、それに向けて、今後実りある成果を得ていきたいと思っている。

何とぞ、本日も皆さま方のご協力をよろしくお願ひしたい。

議題

(1) 協議会の運営

- ・議事録の署名人に、濱中協議会員、井元協議会員を指名し、了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

(2) 新たに見つかった廃棄物等の対応

○県側

- ・先月1月25日に地下水浄化対策としてFG34付近とあるが、これは処分地のほぼ中央付近である。そこでつぼ掘りの拡張工事を行っており、その中で廃棄物等が見つかった。見つかった廃棄物等については直ちに掘削・除去して、積み替え施設、いわゆる棧橋のたもとにある仮設テント、その中に保管した。
- ・仮設テントへは、トラックに積み込んで運んだが、その途中でトラックスケールで重量を量ったところ、重量は約85トンであった。
- ・次に、2の(1)廃棄物等が見つかった状況。写真1をご覧くださいと、中央のやや右側に赤い丸をつけているが、そこが廃棄物等が見つかった場所である。そしてその周辺に青い四角で囲んでいるが、これがつぼ掘りを拡張しているエリアで、写真では少し分かりにくいですが、TP1mに掘り下げているエリアである。写真下のところは、このFG34付近のつぼ掘り拡張工事の第3次掘削エリアとなっている。この辺りの拡張工事は第1次、第2次、第3次と3回に分けて行っていたが、この第3次掘削エリアの工事を1月24日から実施しており、その工事中に廃棄物等が見つかった。
- ・廃棄物等は、応急的な整地を行って、地表面は既に当初からかなり下がっていたが、一番最初の整地を行う前の地表からは1.5mほど下にあったということで、厚さは約2.5mで、幅は約5mにわたって地中に埋まっていた。
- ・量は先ほど申し上げた通り、約85トン、仮設テントで現在も保管していると。また、2月2日に、フォローアップ委員会の山中技術アドバイザーに廃棄物等を掘削・除去した箇所の掘削完了確認を行っていただいた。
- ・2ページ、上の左側の写真の写真2は、3人ほど立っているが、県職員である。県職員立会いのもとで廃棄物等を重機で掘削している様子である。右側の写真3は先ほど申し上げた仮設テントで廃棄物等を保管している状況である。
- ・次に(2)見つかった廃棄物等の性状、表1で項目は上から26項目ある。26項目を検査したが、表の下に記載しているとおおり、ダイオキシン類以外は溶出量試験、溶け出したものを検査したもの。それから、ダイオキシン類はその土の中に含まれている含有量試験を行った。測定方法は厚生省告示「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」に従って行った。
- ・表に戻って、検査結果の欄があるが、ここをご覧くださいと、ほとんどの項目は数値の左横に不等号記号がついている。これは表の右端の検出下限値というのがあるが、それ

以下という意味である。ということは、計測機器で検出できる下限値以下であった、すなわち検出されなかったという項目になる。

- ・検出された項目は、上から2つ目の水銀またはその化合物、上から4つ目の鉛またはその化合物、その3つ下の砒素またはその化合物、下から3つ目のベンゼンと、一番下のダイオキシン類については、検出された。ただ、これらの検出された項目についても、表の真ん中のところに参考で、特別な処理が必要な特別管理産業廃棄物の判定基準値を載せているが、その数値をすべて下回っていたという結果となった。
- ・3ページ、今後の対応だが、まず、今回見つかった廃棄物等の処理方法については、今申し上げた性状検査結果を踏まえて、フォローアップ委員会委員及び豊島住民の皆様のご意見を聞いて決定したいと考えている。
- ・次に、今回見つかった箇所以外の調査についても、フォローアップ委員会及び皆様方のご意見を聞いて対検討したいと考えている。
- ・さらに、この今回見つかった箇所以外の調査ほか、今後の地下水浄化対策工事等を行う過程で廃棄物等が出てきた場合については適正に処理を行うと考えている。

○住民側

- ・質問だが、廃棄物等で、括弧で汚泥となっているけれども、具体的にはどういう汚泥かというのは。

○県側

- ・現地で作業に当たった職員からの報告によると、手に取ったところ、繊維等が見られた。つまり、製紙汚泥のようなものであったと。ただ、現場ではにおいもかなりあったということで、単に製紙汚泥だけでなく、食品汚泥系のももあったのではなかろうかということで、現場の作業を行った職員からは聞いている。

○住民側

- ・おそらくこれは、不法投棄業者が一番最初のころに投棄したものだという理解でいいのだろうか。

○県側

- ・断定はできないが、当初のミミズ養殖等のときに、汚泥系を運んでいたとは聞いているので、そうだとはい切れる根拠も何もないが、そういった想像はできる。

○住民側

- ・その汚泥の上に、土をかぶせて放置していたということか。

○県側

- ・そのとおりである。表面から1.5mほど花崗土があったので、その下にあったということで、汚泥の上に覆土というようなことで隠されていた状態と考えている。

○議長

- ・よろしいだろうか。

○住民側

- ・質問としては以上だが、今後の処理だが、撤去完了した後に見つかったが、そのこと自体については想定外だと思っているので、それはやむを得ないと思っているが、今後の

処理については、やはり豊島の廃棄物の処理方針どおり、副成物の再利用という観点からきちんと処理をお願いしたいというのが、こちらの考え方である。

○議長

- ・今の案に、何かご意見は。

○県側

- ・先ほど申し上げたとおり、フォローアップ委員会の委員の先生、それから住民の皆様方のご意見を聞いて、今後どう処理していくかというのを検討したいと思うので、今日またそういったお話もあったことを持ち帰って、今後検討していきたい。

○住民側

- ・2点ある。1点は2ページの写真3で、仮設テントでの保管状況という汚泥を見ているが、私もたまたま豊島に用事があって、1月26日に現場に行ったが、汚泥は結構水分を含んでいた。浸出水というのかどうか分からないが、水が少し垂れて、このテントの場外の側溝のほうに流れていくような感じで見えたので、今回、性状の検査結果から垂れた水が排水基準を超えていたかという意味でいうと、超えていない可能性が高いとは思いますが、同じようなことがまた出てきたりして、有害なものを仮設テント内に保管する場合には、水は一定どこかに集められて処理ができるような感じで、保管をしていただくということを注意していただきたいというのが1点。
- ・2点目の意見としては、同じようなことが、まだ、ひょっとしたら場内に埋まっている可能性があるので調査をするというような形で書かれていたが、調査の仕方を検討していただくというお話と、あと、見つかったときにどのように対応するのかというのは、マニュアルみたいなものを利用して、撤去作業を今後も継続していただきたい。

○県側

- ・テントの中の水の排水については、まず、直接に外に出るという形ではなくて、沈砂池1のところに入るような形になっている。沈砂池1のほうは、当然ながら、放流前については、水質検査の上、放流するという事なので、そういったことになろうかと思う。それが1点目。
- ・2点目については、調査方法等、これからまたご相談しながらやっていくというのと、最後、マニュアル等、新たに見つかった場合の対応についてはマニュアル等を検討という話についても、また承ったということで、検討したい。

○議長

- ・よろしいだろうか。
 - ・実は私も、この3ページの今後の対応について、県は慎重に、また適切に対応していただきたいと思っている。どうも地下水浄化の現状から見れば、こういうものがまた出てくるおそれがなしとは言えないという気が私自身もしている。議長がこんなことを言うのはよくないが、島の皆さんの気持ちも考えて、ぜひよろしくご対応願いたいと思う。
- そのほか、何か。

○住民側

- ・今後の調査だが、今、つぼ掘りを拡張工事していた所というのは、地下水が排水基準を

超えているところを深く掘ろうということでやったところ、まだもう1箇所、北側にもあるが、そういうところでやってきたということだが、ちょうど出てきたところというのは、その間みたいところで、これは、われわれの頭の中に入っていたのは、つぼ掘り、つぼ掘りということで、下へ下へと行ったが、高い所で、目視の判断だから、廃棄物がこれでおしまいというのは。金属にしても、50cmしか感知できないということでやってきたというのは、ある意味での限界だから、今後の調査については、ボーリング、10cmぐらいの穴を掘って、その危ない所は10m間隔でボーリングをすると。

- ・ただ、100㎡に10cmの穴を掘って、出てくるかというのは。今やったところもちょうど外れている。今、井元室長が言われたが、5m×5mというのは、10mの半分だったら当たりそうな所だが、完全に外れている。50cmぐらい外れている。だから、今度の調査は、そういうことのないような形、ボーリングというか、ああいうボーリングではなくて、何らかの違う形でもう少し広いエリアと言うか。100㎡に10cmだから、当たるわけがないと私は思うので、そういうところで、レベルが低くなっているから、今、ならして低くなっているから、そういうことを検討して、より確実な方法を検討して欲しい。
- ・それでも当たるとは限らない、外れる可能性があるのも、もし出て来た場合にどうするかというのは、マニュアルのようなものをつくって、より慎重に確実に、出てくることを前提にしてやっていかなければいけないのではないかと考えている。

○議長

- ・県のほうで何か意見はあるか。

○県側

- ・ご意見として伺いましたので、その部分も含めて検討したい。

○議長

- ・私もそう思うので、よろしく県のほう、あるいは住民の方々にもご協力いただいて、適切に処理していただきたいと思っている。よろしくお願ひしたい。

○住民側

- ・ちょっといいか。資料2のほうをちょっと見ながら、表1で地下水汚染地点の現状と対応ということで、つぼ掘り拡張区画でFG34付近区画の⑱、⑳、㉔というところがあって、この中で、現況として汚染箇所が㉔の北西、㉔の北側付近にあることを特定したということで、いろいろ書いてあるが、今回見つかった汚泥的なものがこの汚染原因なのか、区画は関係ないものなのか、そのへんの認識はどうなのかというのをちょっと教えてほしい。

○県側

- ・この㉔のところは、地下水の概況調査の中でベンゼンと1,4-ジオキサン関係が排水基準値を超過していた。ということは、今回この性状検査で廃棄物を調べたところ、ベンゼンと1,4-ジオキサンは今回数値としてはそれほど高くなかったのもので、地下水の汚れと今回の廃棄物はあまり関係がなかったのではなかろうかと考えている。

○議長

- ・よろしいだろうか。

○住民側

- ・はい。

○議長

- ・高月先生、ご意見は。

○会長代理

- ・先ほどご意見があったように、一応、また出てくるという可能性は前提にして、慎重にわれわれもやっていきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

○議長

- ・このことは、フォローアップ委員会もよく承知しているので、そのほうからもよくするようお願ひしたいと思っている。

(3) 豊島処分地における地下水浄化対策等に関する基本的事項

○県側

- ・まず、この基本的事項が定められた経緯を簡単に説明すると、昨年の10月9日に開催された第2回豊島廃棄物等処理事業フォローアップ委員会で、永田委員長から作成の指示があって、その後、他の委員の先生のご意見を賜りながら県のほうで作成し、フォローアップ委員会の委員の先生全員からご了解をいただき決定した。昨年11月26日に開催された第2回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会において、フォローアップ委員会の決定事項としてご報告した。
- ・具体的に説明すると、まず、最初のところ、産廃特措法、われわれは国の補助も受けて事業をやっているが、この産廃特措法の延長期間が平成35年3月ということで、残すところ5年あまりとなり、そうした時期にあたり、地下水浄化対策等について基本的事項を定めるとした。
- ・その下、1のところで用語の定義を書いている。順にご説明すると、①「排水基準に到達」だが、地下水浄化対策を実施して、地下水・雨水等対策検討会が別に定める規定に従って、汚染物質の濃度が排水基準値を満たすと認めた場合をいうとした。
- ・その下の②「排水基準達成の確認」だが、①の排水基準に到達後、検討会が別に定める規定に従って、汚染物質の濃度が排水基準値を満たしていると確認する場合をいうとした。以上が排水基準の関係の取り決めである。
- ・3番目が今度さらにそれを達成したところで、③「環境基準に達成」だが、②の排水基準達成の確認後、検討会が別に定める規定に従って、自然浄化により汚染物質の濃度が環境基準値を満たすと認めた場合をいうとした。
- ・④「環境基準達成の確認」だが、③の環境基準に到達後、検討会が別に定める規定に従って、汚染物質の濃度が環境基準値を満たしていると確認した場合をいうとした。また、この環境基準達成の確認を「地下水浄化の達成あるいは完了」と表現することもあるとした。

- ・次に、⑤「地下水汚染地点」表1を下に付けているが、表1のA3、B5、D測線西側、FG34付近、北海岸付近、井戸側を設置する区画の6地点をいうとした。この6地点というのを詳しく説明したい。表1、地下水汚染地点の現状と対策、左端の欄の地点というところをご覧いただくと、今申し上げた、上からA3、B5、D測線西側、つぼ掘り拡張区画の、まず上のところはFG34付近、区画番号でいうと、⑬、⑭、⑮というところ、北海岸付近、区画番号でいうところの⑯、⑰、⑱。それと最後に、井戸側を設置する区画で、番号でいうと⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕という所である。
- ・場所をご確認していただくため、処分地を上から撮った航空写真に、地形図と測線、ご覧いただいたら、上のほうにA、B、C、D、E、F、G、H、Iとずっと、50mごとに測線ということで打っている。写真の左側のところ、上から1、2、3、4、5と数字を打っている。これも50mごとに線を引いている。これが測線ということで、その地点を表すのに使うために、こういった形の線を引いている。
- ・あと、地下水の概況調査をやった43区画は、30mメッシュでやっている。30m×30m区画で調査していたというのが概況調査だが、この区画が①から⑬まで打っている。黒い丸付き数字が、その調査の結果、排水基準以下であったところ、赤い丸付き数字のところは排水基準を超過したところ。
- ・先ほど言ったA3、B5というのが、航空写真の左側のところ、赤い丸で付けているが、A3地点、それから少し右下にあるのがB5地点。あと、先ほど言った測線でいうと、B+30という測線からC+30という東西の測線の間、南北でいうと、2測線から3測線にかけて赤い四角で囲んでいるが、これがD測線西側地点。
- ・それから処分地中央の下側で地下水概況調査の区画番号⑬、⑭、⑮のところ、これも赤い四角で囲んでいるが、ここがFG34付近という地点。それと中央上側の区画番号⑯、⑰、⑱のところ、これも同じく赤い四角で囲んでいるが、ここが北海岸付近という地点。そして、それ以外の排水基準超過区画、⑳と㉑、㉒、㉓、㉔、㉕番というところが、井戸側という揚水するための設備を設置する区画。
- ・前のページ表1に戻って、簡単にそれぞれの地点の状況と今後の対策等について説明する。まず、A3、B5である。A3は砒素、B5は1,4-ジオキサンという物質が排水基準値を超過していて、あるのは岩盤のクラック部分、いわゆる割れ目のところに汚染水があると考えられていて、揚水という、水をくみ上げてきれいにしようとしているというのはずっとやっているが、なかなか有効な対策が見いだされていない状況にあるということで、今ちょうど中間保管・梱包施設を撤去している。それをした後で整地するわけだが、岩盤まで周辺を掘削する予定になっているので、その掘削後の状況を確認して対策を検討することを考えている。
- ・次に、D測線西側については、平成26年6月から浅い層で、平成27年4月からは深い層で揚水、水をくみ上げてきれいにしようとするをやっている、浅い層ではほとんど排水基準以下となっているが、深い層ではトリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレン、ベンゼン、1,4-ジオキサンが排水基準を超過している。このため、深い層には、今、工事にかかっているが、集水井という直径3.5mほどの

大きな径の井戸を縦に12mほど入れて、さらに横方向にボーリングを45本入れて水を集めるといった井戸を、今つくろうとしている。そうすることによって、たくさん水をくみ上げて、下の層も含めてきれいにしていこうと考えている

- それと、このD測線西側では、表層付近にダイオキシン類等が含まれた油分も残存している。これについては、油混じり水をまず除去して、その周辺の土壌に対しては現場浄化策を取り、浄化後の土壌を埋め戻すと考えている。
- 次につぼ掘り拡張区画。FG34付近と北海岸付近は、先ほど石田先生からご質問があったとおり、この辺り一帯は、ベンゼン、1,4-ジオキサンが排水基準を超過している。応急的な整地工事の中で汚染土砂の掘削、つぼ掘りの拡張を実施して、汚れた土砂については、きれいにした後、埋め戻すこととしている。
- 最後に、井戸側を設置する区画。これまでの調査で高濃度ではないが、つぼ掘りなどの数箇所ベンゼン、1,4-ジオキサンの汚染が確認されている。汚染のあったつぼ掘りの水が湧いているところ、湧水箇所に井戸側といって、90cmのヒューム管を縦に入れて、ポンプ等をそこに差し込んで揚水するといった揚水設備を設置することとしている。
- 次に、⑥の「地下水計測点」だが、地下水汚染地点に設置された揚水井と観測井をいうということ。⑦の「地下水汚染領域」だが、地下水汚染地点において排水基準値を超える濃度の地下水が保持された領域をいうとした。
- 次に2の「規定の整備」だが、1番で先ほど申し上げた①、②、③、④の中で別に定める規定とあったが、これらの規定については、地下水・雨水等対策検討会が策定し、フォローアップ委員会で承認を得るものとした。
- 次に「地下水浄化対策の目標」3のところ、豊島処分地の地下水の水質をできる限り速やかに環境基準値に到達させ、環境基準値達成の確認をする、2ページをお開きください、ことを目標とするが、最低でも最初に申し上げた特措法の延長期限である平成35年3月までに、処分地全域にわたって地下水の水質を排水基準に到達させ、排水基準達成の確認をし、高度排水処理施設等の撤去や遮水機能の解除、処分地の整地等を完了させる。
- 次に表のところで、こういった目標達成のため、香川県は検討会の指導・助言・評価のもと適切な対策や調査等を実施するとともに、これまで以上に徹底した地下水及び雨水の管理、その中には対策の運用や計測等の管理が含まれるが、そういった管理を行うものとした。
- 次に、地下水汚染地点及び地下水汚染領域の確定だが、5のところ、現時点で判明している地下水汚染地点は先ほどご説明した表1のとおりとし、6のところ、地下水汚染地点における地下水浄化の達成が確認されたことをもって、豊島処分地全域の地下水浄化の完了と判断するとした。
- そして、7のところ、地下水汚染領域、その面積と深度の確定の調査は、検討会が別に定める「地下水汚染領域確定のための調査マニュアル」に従うとした。
- 次に、地下水浄化対策の策定・実施とその効果の確認だが、8のところ、排水基準に

到達するまでは積極的な地下水浄化対策を採用し、その後は自然浄化対策を適用するとし、次の9のところで、これらの各種対策について、県は最適な手法を検討し、検討会で指導・助言・評価を受けた後、できる限り速やかに実施に移すものとする。

- ・また、10のところでは、地下水浄化対策の適用直後には、揚水量や濃度等の計測頻度を高めるとともに、効果予測との関係を検証して対策効果の把握、確認に努めなければならないとし、11のところでは、適用された地下水浄化対策が3のところで掲げた目標達成に不十分と認められる場合には、直ちに追加的対策を検討し、当検討会の指導・助言・評価を受けた後、できる限り速やかに実施に移すものとし、12のところでは、当初の地下水浄化対策の適用前でも目標達成に懸念がある場合には、事前に追加的対策を検討しておかなければならないとした。
- ・次に、処分地全域での排水基準達成の確認だが、13のところで、すべての地下水汚染地点で、検討会が排水基準達成の確認のために定めた地下水計測点において、検討会が排水基準達成の確認をした時点で、積極的な地下水浄化対策は完了するとし、14のところで、検討会がすべての地下水汚染地点での排水基準達成の確認をしたのち、高度排水処理施設等の撤去や遮水機能の解除、処分地の整地等を実施するとした。
- ・最後に15の処分地全域での環境基準達成の確認だが、検討会がすべての地下水計測点で環境基準達成の確認をした時点で、処分地における地下水・雨水対策を完了するとした。

○議長

- ・これは大変な仕事で、実際に今後さらに上位の委員会でいろいろ検討していただかなければいけない事項だとは思いますが、よろしいだろうか。

(4) 平成29年度に実施あるいは検討する撤去工事等の概況

○県側

- ・まず、この資料については、1月14日に京都で開催した第2回豊島事業関連施設の撤去等検討会に提出して、先生方にご審議いただいたものである。
- ・概要に書いているが、豊島及び直島の施設撤去関連工事については、「撤去等の基本方針等」、これは撤去等検討会で作成したものだが、その「基本方針等」と、これも検討会で作成した「撤去等事業における一般的な工事の実施にあたっての手続き」に基づき、発注し、撤去工事を実施している。この資料では、昨年10月に開催したフォローアップ委員会以降の実施状況の概要についてご報告したものである。
- ・2番目の豊島中間保管・梱包施設及び特殊前処理物処理施設と直島中間処理施設の撤去工事の実施状況と今後の実施予定である。表1をご覧くださいと、大きく上側が豊島中間保管・梱包施設等である。この豊島中間保管・梱包施設というのが、廃棄物の掘削現場から一時的に運んできて、ピットに入れて、それを一旦養生させた上で、さらにコンテナダンプトラックに移すための施設があった。そこの中間保管・梱包施設と、特殊前処理物処理施設というのが、その建物に併設されていたが、大きな石、金属、ドラム缶とか、ドラム缶だと大きいのである程度の大きさに切らないといけないとか、石につい

ては石を洗うとか、そういうことをやっていた施設が特殊前処理物処理施設である。

- ・そういった豊島中間保管・梱包施設と特殊前処理物処理施設については、昨年の5月22日から6月27日にかけて、別途発注と書いているが、それまで施設の運転管理を委託していたクボタ環境サービスさんに別途発注して、ピットの固着物、ピットにかなり長年作業していたので、四隅を中心にかなりたくさんの廃棄物の固着物があった。それを除去して、ベルトコンベア等の設備には、やはり廃棄物等がかなり付着した状態だったので、スラグ流しとって、廃棄物を溶融処理した後にできるスラグというものをごちらに運んで、スラグをそこに流すことによって廃棄物を取るという作業をそこで実施した。その後、7月18日から9月29日にかけて、さらに設備等にある堆積物、堆積した廃棄物等の除去・除染作業を実施した。
- ・その下の撤去工事については、8月から9月にかけて発注・入札を行い、11月22日から解体工事を実施しているところで、ご存じの方も多と思うが、現在は、建物についてはほぼ完全に解体が終了している。今は、基礎やピット等の解体に取り掛かっている。
- ・下の、直島の中間処理施設については、先ほど申し上げた豊島側の施設と同様、除去・除染作業前の6月17日から6月30日にかけて、ピット固着物の除去や設備等に対するスラグ流し運転を実施して、7月24日から堆積物の除去・除染作業を実施している。
- ・2ページ、3は、中間保管・梱包施設以外の豊島処分地内施設撤去関連の第Ⅰ期工事の実施状況と今後の実施予定である。
- ・豊島処分地内施設平面図では色を区別して書いているが、青色で表しているところが第Ⅰ期工事。緑色で表しているところが第Ⅱ期工事。
- ・第Ⅰ期工事については、廃棄物等の掘削・搬出が終了したということで、地下水浄化対策に係る施設を除いたものについては撤去できるということで、第Ⅰ期工事で行う。第Ⅱ期工事というのは、今申し上げた通り、地下水浄化対策のための施設ということで、地下水浄化対策終了後に第Ⅰ期以外のすべての施設を撤去する。
- ・それぞれの施設のところに丸付き数字を付けている。それと、図の左側に凡例をお付けしている。例えば、先ほどの中間保管・梱包施設だと、図の青い①が中間保管・梱包施設で、凡例のところを上から番号を見ていただくと、21の青い色で塗っているところに、中間保管・梱包施設となっている。そういう形で処分地内の施設がどういったものでやるかというのを後ほどご確認いただきたい。
- ・2ページに戻って、表2は第Ⅰ期工事、青い色で示したところの施設ごとの進捗状況を一覧にした表。表の左側の番号は、先ほど丸付き数字と申し上げたが、その番号を記載している。施設ごとに平成29年度の実施内容、実施状況を一覧にしている。
- ・上から、例えば番号2の北海岸のトレンチドレーンについては、今年度の実施時期を検討するというので、未実施ということ。その下の番号5の排水路、27の見学者階段及び転落防止柵については、既に撤去工事を実施済み。
- ・その下の28-1橋梁式新設運搬路、これは処分地のところから中間保管梱包施設に架けていました橋のことで、橋自体は既に撤去しているが、その基礎部分の撤去がまだ残

っているということで、実施中となっている。

- ・それから、28-2新設運搬路、29の混合ヤード、30の仮置きヤードだが、ここには仮囲い、敷鉄板、その周囲の水路等があったが、それらについても既に撤去済み。
- ・その下の31番の溶融助剤置場、これも最終、炭酸カルシウム等を置いていた置場だが、これについても撤去工事を実施済み。その下の番号11-1の承水路については、北海岸のトレンチドレーン砕石の撤去と同様に専用棧橋の存置の可能性を検討していることから、工事は当面保留している。
- ・少し飛ばして19-2、A3井戸、19-3、B5井戸については、先ほどの地下水浄化対策等に関する基本的事項のところでもご説明したが、この地点の浄化が完了していないということで、当面撤去はしないとしている。
- ・その下の22積み替え施設、23ベルトコンベア、24専用棧橋については、一緒に撤去することとしているが、先ほど申し上げたように、現在存置の可能性を検討中ということで、今のところは未実施となっている。
- ・3ページ、4のその他の撤去工事の実施状況と今後の実施予定である。表3をご覧くださいと、まず、19-1、西井戸というのがある。西井戸は先ほどのA3で見えていただくと、緑色で書かれている。本来、第Ⅱ期工事に位置付けられていたが、西井戸の地下水は既に排水基準を満たしていることから撤去工事に着手できる状態にある。ただ、西井戸の下部にある砕石は、北海岸のトレンチドレーン砕石の撤去と同様に専用棧橋の存置の可能性を検討中であることということで、当面工事を保留することとしている。
- ・次に25だが、日通の倉庫、これはもう既がないが、こころの資料館の南側にあったもので、これについては日通さんの方で既に撤去していただいている。
- ・その下のスラグステーション、これは豊島処分地ではないが、坂出と高松に県が設置したスラグ置場がある。そのうち坂出スラグステーションにおいては、撤去工事を開始している。
- ・その下の処分地内の応急的な整地については、11月から工事を実施している。直島側の専用棧橋については、平成31年度以降に撤去工事を予定している。
- ・4ページ、5の豊島処分地内施設におけるアスベスト含有製品等の使用状況である。調査結果を表4にお付けしているが、それぞれの施設について、設計図書、メーカー確認、現地確認等を行ったところで、すべての施設においてアスベスト含有製品等は使用されていないことを確認した。

○議長

- ・特に、一番最後に話があった、各施設のアスベストの使用状況はないということで、これは結構なことだと思う。
- ・何か、豊島側からご意見、ご質問等は。

○住民側

- ・一つ前の議題にちょっと戻るが、頭の中を整理しないといけないなと思って。資料2の、フォローアップ委員会と地下水の検討会の権限の関係の問題で、今まで、管理委員会が最終的なすべてを決定するという仕組みでしていたと思うが、今回の地下水処理につい

ては、基本的には地下水の検討会が判定をして、それで決まるということではないか。

- ・つまり、フォローアップ委員会が決定するのではなくて、地下水委員会がそれぞれ判定をして、フォローアップ委員会に対して承認を得るものとする。排水基準の確認とか何とかを、地下水の委員会で全部やるとなっていて、それは承認は得るけども、基本的にはそこが判断するという理解でいいね。

○議長

- ・よろしいだろうか。

○県側

- ・はい。基本的には、地下水雨水のところ、地下水の専門の先生方に、一つ、検討会を設けた趣旨というのが、やはりフォローアップ委員会の全員の先生方はなかなかお集まりにくいということがあったので、検討会の先生方にまずはご検討、それから現場でのお立ち会いとかいうところも含めてやっていただいて、そこで確認のうえ、また、これは管理委員会のときと同様だが、フォローアップ委員会のほうにそれをご報告すると。そういう流れについては今までと何ら変わっていないと理解している。

○住民側

- ・分かった。

○住民側

- ・ここに書かれているのは、10月9日にフォローアップ委員会があって、かなりの議論があって、なかなか決まらなかった。結局、11月26日に資料が出てきたということで、この資料が出ることで、地下水浄化対策に関する基本事項、水がどうなったら終わるのか、終わったのかということのようなことがはっきり明確になって、産廃特措法の延長期限までに最低でもやるのだということで、目標設定がきちりしたということで、非常に、われわれとしては高く評価をしている。
- ・委員の中でいろいろな意見があって、非常に厳しいというのは分かっているが、目標が設定されて、基本方針が設定されて、目標が決まった。それに向かってやるのだということは、非常にわれわれは高く評価している。

○住民側

- ・確認だが、資料2の、先ほどのもう一度確認だが、1ページの規定の整備で、規定については策定して委員会に承認を得るとなっている。ただし、具体的な実施に関しては、すべて地下水処理の委員会が決めるということになっているが、その点で、最後の部分のところもフォローアップ委員会が決めるのではなくて、地下水の委員会が決定したもので、それで終わるという理解になっているということだけ、ちょっと確認で頭の整理を。
- ・今まで管理委員会が全部やっていたのを、今度は地下水の委員会が決定するとなっているので、別に異議を言うつもりはないが、ちょっと頭の中の整理をしないとダメなと思って、今後委員会への対応の問題で、ちょっとそこだけもう一度確認しておきたい。

○県側

- ・基本的事項の文章は先生がおっしゃったとおり、基本的な規定については、検討会が作

成してフォローアップ委員会が承認を得るとなっているが、最後の達成の確認のところ、確かに検討会の各委員というところまでになっている。

- ・ただ、先ほどから申し上げているとおり、文章のとおり確認していただく主体となるのは、やはり検討会のところでやっていただく。ただ、そこで、われわれの中では終わりではなくて、きちんとフォローアップ委員会で報告した上でということになろうかと考えている。

○住民側

- ・確認だが、処分地内施設平面図を開いてほしいが、第Ⅰ期の工事で撤去するというところで、21番の中間保管・梱包施設が今、撤去中である。コンクリートもはつっているみたいだが、その周りの地面というか、14番の高度排水処理施設の天場の高さからすると、5mか6m上のところに盛り土をして中間保管・梱包施設を造ったので、あそこの土は、場内のつぼ掘り等を埋めたりするものに使うということで、第Ⅰ期の工事期間内に削って平地にするという考え方でよろしいか。

○県側

- ・今回については、その盛り土というか、確かに地盤高く、そこに土を盛ってきているので、その土をどうするかというと、アスファルト等の構造物についてはのけるのだが、土についてはそのまましばらく置いておくと。
- ・ただ、最終的な整地、現在の整地というのはあくまでもつぼ掘り等を塞ぐための応急的な整地という趣旨なので、その際には、使う予定には今のところなっていない。ただ、今後の整地には当然ながら全体的にならす必要があるで、その際にはその土を利用して整地を行うということになろうかと思う。

○住民側

- ・では、一応、第Ⅰ期の工事では、上のアスファルトをはがしてやった状態でしばらくは置いておくと。しかるべきときに、その土も利用して場内の整地を行うというふうに考えていたらいいのか。分かった。

○議長

- ・よろしいだろうか。

○住民側

- ・はい。

○住民側

- ・今のところで、A3、B5との関係はどうなるのか。今後の対策としては、引き続き揚水を行うが、中間保管・梱包施設を撤去した後、整地の際に周辺を岩盤まで掘削するので、掘削後の状況を確認して対策を検討するというところになっているが、これは、今、中地さんの質問したこととどういう関係になるのか。
- ・このA3、B5に関しては、何らかの手を講じるということか。今、撤去をやっていて、下までピット、地上部はほぼなくなって、シュレッダー、コンクリート殻と鉄筋とかに種別している。まだ下のほうに、ピットのところまで行っていると。A3とB5の浄化対策、今後、これをこのⅠ期工事でなくすのか。

○県側

- ・少なくとも、井戸の、今、揚水井を打っている所については、ある一定のところまでは状況を見ていきたいと考えている。それを見た上で、じゃあ、どうするのというのはその後の検討にしていきたいと考えている。

○住民側

- ・この19番の2と19番の3については、I期工事でやることになっているね。I期工事でやることになっているので、これは撤去をするのだろう。揚水をするというのではないのだろう。

○県側

- ・2ページのところで説明不足だったかもしれないが、2ページの表2だが、19-2、19-3というところでA3井戸、B5井戸というのがある。これについては、この地点の地下水浄化が完了していないということで、撤去は実施しないこととしている。今のところは、取りあえず井戸は置いておこうと考えている。

○住民側

- ・これは揚水を続けて、A3とB5のところで基準以下になるまでやるわけなのか。その判断というのはどうするのか。

○県側

- ・現時点では、こういった形で、井戸については残して揚水する。揚水するにはモニタリングも続けるということを考えている。ただ、周辺の整地工事をするなかで、岩盤の状況や近くの状況を把握しながらやっていく。

○住民側

- ・表1に書いている、上のほうだね。今後の対策というところの時期は書いていないが、撤去は今やっているわけだろう。中間保管・梱包施設の撤去はやって、そして、整地の際に周辺を岩盤まで掘削するのという話になっているが、今ではないということか。

○県側

- ・先ほど申し上げたとおり、全体を掘り上げるのは来年度以降になる。なので、今の時点ではない。現在は、先ほど申し上げたとおり、アスファルト等まで剥ぐ。以上は残すという状況。ただ、最終的な整地の際には、当然岩盤まで掘るということで、現時点でやるという話ではない。そこは修正させていただきたいと思う。

○住民側

- ・分かった。この書き方だったら、中間保管・梱包施設を撤去で、それと並行して岩盤とかが出てくるので、それでA3とB5は非常に近いから、それをやっていく。
- ・そうではないと。しばらくの間はやって、全体をやるときに、井戸A3、B5に関しては岩盤までやっていく。それまでは今までどおり揚水をやって、検査というか、状態を見ていくということか。

(5) 豊島住民からの報告

・見学者階段の報告

○住民側

- ・ずっと今までも何回も管理委員会、それからこの処理協議会でも要請してきたが、処分地南側に香川県が設置した見学者用の通路と階段を昨年5月に撤去した。そして、同じ場所で、同じ規模で、階段を設置するために、環境省、それから香川県に申請手続きをしており、許可された。9月にNPO法人瀬戸内オリーブ基金の助成を受けることができた。そこで、10月に豊島の土木業者である野村組さんに発注をかけた。現在、何もやっていないでないかと言われるが、地元の石屋さんを通じて発注して、注文をして、3月末をめどに同一場所、同一規模でその階段なり、見学者用の通路ができるという段取りになっている。それを報告しておく。
- ・何回もこの席、あるいは管理委員会で要請を3年も4年も続けてきたのではないかと思うが、県のほうでは去年の5月に撤去が完了して、その後、環境省と県のほうと申請手続きが受理されて、許可が出たということで、問題はお金の問題だったわけだが、お金の問題は、瀬戸内オリーブ基金のほうから9月に全額助成をするということで、発注を10月にかけて。同じ業者さん、非常に忙しい、また廃棄物が出たり、いろんなことがあるが、実際にやるのは、その下の業者さんで地元の石屋さんがやっていくのではないかと思う。そういうことで、3月末をめどにそういう形で、また継続して香川県のほうにも環境省のほうにも、許可のお願いを持っていく。以上。

○議長

- ・これは先ほど配られた資料でいいのだね。

○住民側

- ・そうだ。それはどこが違うかという、かつて2001年にできた見学道と見学台というのは、木と土のうでできていた。土のうの中には、植栽土の中で、コマツナギという植物が入っていて、残念ながら本邦産ではなくて、中国産のコマツナギが入っていた。瀬戸内海国立公園にふさわしくないような景観、それから木であったため、松杭とか杉板を使っていたものだから、それはシロアリにいかれて、もう何年ももたなくて、ああいう状態になったということで、今回は、材料具を同じ景観の石で、石屋さんをお願いしている。規模とか、形とかはまったく同じ。そういうことでやって、3月末ぐらいをめどに完成する予定。

○議長

- ・これは特に県側に意見があるという問題でもないだろうね。まあ、島の側でよくお考えいただければいいと思われる。

高月会長代理挨拶（要旨）

- ・今日は、皆さん方、本当にご苦労様でした。ちょっと私から言うのも変なことだが、今月の文藝春秋に、豊島のことがちょっと載っていた。山本さんのミカン畑の記事が出ていて、昔は風評被害等で大変なご苦労をされたのだが、今は、ごみの島からだんだんア

ートの島に変わってきているという、地域での活動の状況を文藝春秋が紹介していたのをちょっと読ませていただいた。

- これからこの豊島の問題が少しずつ解決していくと、今後は豊島自体がどんな形で進んでいくかということに、さっき言ったようなことで、文字どおり豊かな島としてよみがえるんだということを書いていただければ、そんな本をちょっと印象深く読ませていただいた。
- ぜひ、皆さん方もこの豊島の廃棄物問題を無事解決して、そういう方向へ進んでいただけたらうれしいなということで、ちょっと紹介させていただいた。
- 今日の協議会の中では、フォローアップ委員会と地下水・雨水検討会での報告、あるいは豊島のほうからの階段の話とか、いろいろ出たけれども、ぜひ、積極的にそういうことがうまく進むようにお願いして、私の最後の挨拶にさせていただきたいと思う。どうも今日はご苦勞様でした。

○県側

- すみません、県のほうからよろしいか。このたび、岡市会長が、豊島廃棄物処理協議会会長をご引退されることになった。恐縮だが、ここで岡市会長より一言ご挨拶をいただければと思う。

○岡市会長挨拶（要旨）

- 立ち上がってご挨拶すべきだが、座ったままで挨拶させていただく。
- 実は、豊島問題については、もうおおかた30年ぐらい、私は、皆さんといろいろ協議しながら、あるいは、委員会の中で勉強させていただいた。幸い、昨年、一応、廃棄物の処理を終えたという段階で、私ももういいかげんな年で、皆さん方にこれ以上、例えば地下水処理その他について、なかなかお付き合いできかねると。もっと若い方々にいろいろ活躍していただけたら、さらに豊島問題が横に広がるのではないかと考えている。
- そういうわけで、今回、昨年一応終了したということで、心残りは特にはないが、何となく皆さんと別れるのがつらいような気がする。しかし、そうは言っても、実際事業はまだ進めなければいけないので、この次の協議会の会長は高月先生にお願いして、副会長にはまた委員会のほうから推薦される方が座られると思う。
- 長い間、皆さん方にご指導いただいて、私もずいぶん人生勉強もした。いろんな方にお世話いただいたことをありがたく御礼申し上げます。
- 本当を言うと、離れがたい気はないではない。また豊島に参るので、そのときには仲良くお付き合いできたらありがたいなと思っている。どうも長いことありがとうございました。

○県側

- 県のほうから一言、お礼のご挨拶を申し上げたいと思う。香川県環境森林部長の中村と申します。

- ・岡市会長には、第1回豊島廃棄物処理協議会が開催された平成12年8月8日より豊島廃棄物処理協議会会長代理として、また平成21年からは会長として、約18年間ご尽力をいただいた。心より感謝を申し上げる。今後ともご指導賜りますようお願い申し上げます。本当にありがとうございました。

○住民側

- ・豊島住民を代表して、私、豊島自治連合会会長をやっております三宅です。
- ・先生には長いこと豊島の問題に関わっていただいて、また、非常にいい助言等をいただいて、産廃の撤去完了という輝かしいことができたことを、心よりお礼申し上げます。
- ・また先生も今回、会長を退任されても、先ほどもお話があったように、豊島のほうに足を運んでいただいて、また、豊島のこれからのアートを先生に味わっていただければと、見学していただければと思う。本当に長い間、ありがとうございました。

○岡市会長

- ・もう何もできません。もう少しできることがあったかなという気がするけれども、どうもありがとうございました。

○司会

- ・それでは、本日の協議会を終了させていただく。ありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成 年 月 日

議事録署名人

議 長

協議会員

協議会員